

1.退学の種類

○任意退学

自ら退学を願い出た場合、教授会等の承認を経て、任意退学を認めることがあります。学期の途中で退学する場合でも、その学期の学費を納める必要があります。詳細は「2. 退学の申請期間と所定費について」をご確認ください。

○措置退学

以下の場合、教授会等の議を経て、措置退学となります。

- ・所定の在学年数を満了した場合
- ・研究指導が終了した場合（博士後期課程の場合）
- ・学費未納の場合

2. 退学の申請期間と所定費について

退学申請日によって、当該学期の退学の可否・学費の納入有無等が異なりますので、十分ご注意ください。任意退学を希望であっても、所定の申請期日を過ぎた場合には「学費未納抹籍」となります。

	春学期		秋学期	
申請日	4月1日～4月14日	4月15日～9月20日	9月21日～9月30日	10月1日～3月31日
退学日	前秋学期末(3月31日)	申請日 または春学期末(9月20日)	前春学期末(9月20日)	申請日 または秋学期末(3月31日)
学費等の取扱い	春学期分/徴収しない	春学期分/ 徴収する	秋学期分/徴収しない	秋学期分/ 徴収する

3. 退学に関する注意事項について

- ・在留資格「留学」で在学している外国人留学生は、本国への帰国または他の在留資格の取得が必要です。
[留学センターの Web サイト](#)も参考にしながら、手続きを行ってください。
- ・学生証を必ず事務所に返却してください。
- ・ロッカーを借りていた方は清掃し、空にしてください。退学後に私物が残されている場合、随時事務所が処分しますのでご了承ください。（万が一ロッカーの鍵を紛失された場合、実費をお支払いいただきます。）進路報告(博士後期課程者のみ)を[キャリアセンター Web サイト](#)から行ってください。
- ・奨学金を受給している場合は、停止・返還等の手続きが必要な場合がありますため、必ず事前に奨学課にご相談ください。
- ・本学への再入学は、退学時の退学理由が解決・解消されていることが条件になります。また、再入学後の残在学年数で卒業・修了できることが前提となります。退学後の再入学期間は以下の通りです；
修士課程…退学した翌年度から起算して4年度以内/ 博士後期課程…退学した翌年度から起算して5年度以内
- ・研究指導終了退学が認められた場合、退学した日から起算して3年以内に限り、学位論文を提出することができます。

4.退学申請方法について

1. 退学について、指導教員に相談し、許可をもらってください。指導教員から退学を許可する旨が記載されたメールをもらうようにしてください。博士課程で研究指導終了退学をされる方は、指導教員から「研究指導終了退学」を許可する旨が記載されたメールをもらってください。
2. 指定フォーマットをダウンロードし、ご自身と保護者等の直筆サインをそれぞれ記入してください。
保護者等が海外に在住の場合、サインはスキャンデータでも可としますが、必ず申請書にサインをもらってください。
3. 所定の申請フォームより、退学願を提出してください。退学を許可する旨が記載されている指導教員とご自身のメールのやりとりをPDF化し、申請フォームに添付してください。申請フォームからの申請以外の方法（メールや郵送、事務所での直接の提出）は受け付けておりません。
4. 退学の申請はアジア太平洋研究科運営委員会で承認される必要があります。承認後に事務所から、申請者本人の Waseda メールに申請許可通知が届きます。委員会は月に1回程度の開催頻度のため、承認までには時間がかかりますのでご了承ください。